# 災害共済給付における部活動の地域展開に関するＱ＆Ａ

問　地域クラブ活動を行う団体等は、災害共済給付制度に加入することはできますか。

（答）

地域クラブ活動を行う団体等は、災害共済給付制度に加入することはできません。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法第３条に定める学校及び附則第８条に定める保育所等には該当せず、災害共済給付制度の加入対象とはなりません。）

問　地域クラブ活動中にけがをした場合は、災害共済給付の給付対象となりますか。

（答）

地域クラブ活動中に発生した災害は、学校の管理下とは認められず、給付の対象にはなりません。

（地域クラブ活動の運営主体が責任を負うことになります。）

問　教師が地域クラブ活動時に指導者として生徒へ指導を行う場合は、災害共済給付の給付対象となりますか。

（答）

教師が教育委員会に兼職兼業の許可を得て、地域クラブ活動時に指導者として地域クラブ活動に参加する生徒を指導する場合であっても、学校の管理下の活動とは認められず、給付の対象にはなりません。

問　学校部活動で災害があった場合、学校の管理下の課外指導であることを証明するための添付書類は必要ですか。

（答）

学校の管理下の課外指導であることを証明するための添付書類は必要ありません。

災害報告書は、学校長が証明するものですので、災害報告書において部活動で災害があったものと報告されている場合は、学校の管理下の課外指導の部活動であるものとして審査を行います。

なお、学校の管理下の課外指導の部活動か地域クラブ活動であるか疑義がある場合は、確認させていただくことになります。

※以下、地域クラブ活動に参加していることが前提です。

問　当該疾病（関節炎など）は、学校部活動によるものか、地域クラブ活動によるものかが判断がつかない場合、災害共済給付と地域クラブ活動で加入している保険（スポーツ安全保険等）のどちらに請求したらよいですか。

（答）

当該疾病の主な原因が学校部活動か地域クラブ活動によるものかを判断していただき、学校部活動が主な原因と判断される場合は、災害共済給付に請求していただくことになります。地域クラブ活動で加入している保険（スポーツ安全保険等）と重複して請求することがないようご注意ください。

問　学校部活動で右腕を負傷したために災害共済給付から医療費の給付を受けていますが、地域クラブ活動で左足を負傷して同一の医療機関に受診しています。「医療等の状況」には、どのように証明してもらえばよいですか。

（答）

地域クラブ活動中の災害は、災害共済給付の給付対象外となるため、「医療等の状況」には、右腕の負傷の治療に係る傷病名及び診療報酬請求点数のみ証明していただいてください。

問　学校部活動で負傷した部位と同じ部位を地域クラブ活動で負傷しました。災害共済給付と地域クラブ活動で加入している保険（スポーツ安全保険等）のどちらに請求したらよいですか。

（答）

学校部活動で負傷した場合の治療については、災害共済給付に請求していただくことになりますが、当該部位の治療中に地域クラブ活動で負傷した場合の治療については、新たな災害となるため、以降の治療分は、地域クラブ活動で加入している保険（スポーツ安全保険等）に請求していただくことになります。